

# 青森県報

号外第九十一号

平成十五年  
十月八日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……一

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……一

## 規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十五号

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則(平成十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十五条若しくは第十八条」を「若しくは第十五条」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第十七条及び第二十条」を「及び第十七条」に改める。

第六条第二項中「第十七条及び第二十条」を「及び第十七条」に、「条例第十五条第二項第一号の適用家屋又は条例第十八条第二項第一号」を「又は条例第十五条

第二項第一号」に改める。

第一号様式の注の3中「~~遊漁船~~」及び「~~漁業調整規則~~」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十六号

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出し中「非漁民等」を「遊漁者等」に改める。

第五十一条第一項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第五十二条第一項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、「行なつ」を「行つ」に、「又は禁止する」を「又は禁止する」に改める。

第五十三条第一項中「船舶が」を「漁業者が」に、「に使用された」を「を営んだ」に、「当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶」を「当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

第五十五条第二項を次のように改める。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行つものとする。

一 信号旗(第十八号様式)を掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音

二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行つ。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

第五十五条第三項中「長声」を「長音」に、「約四秒から六秒までの音響又はせん光」を「約三秒間継続する吹鳴又は投光」に、「短声」を「短音」に、「約一秒の音響又はせん光」を「約一秒間継続する吹鳴又は投光」に改める。

第十八号様式の備考の2中「~~短音~~」を「~~短音~~」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う知事の処分についての規定の適用については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭